

【 手術 】

530 動脈塞栓除去術その他のもの（観血的なもの）の算定について

《令和7年4月30日》

○ 取扱い

血栓除去用カテーテル（バルーン付き・一般型）を用いたK608 動脈塞栓除去術「2」その他のもの（観血的なもの）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

K608 動脈塞栓除去術は、動脈内の血栓・塞栓を除去する手術であり、「1」開胸又は開腹を伴うものと、「2」その他のもの（観血的なもの）のいずれかで算定される。血管内の塞栓・血栓を除去する術式には、バルーン付きカテーテル（種々改良型カテーテル）をはじめ、症状により種々のカテーテルが用いられており、このうちの血栓除去用カテーテル（バルーン付き・一般型）を用いた動脈塞栓除去術（その他のもの）（観血的なもの）は、様々な動脈閉塞性疾患に広く用いられている。

以上のことから、血栓除去用カテーテル（バルーン付き・一般型）を用いたK608 動脈塞栓除去術「2」その他のもの（観血的なもの）の算定は、原則として認められると判断した。